

□平成29年度 コージェネ導入関連優遇税制

所管 省庁	事業名	証明団体	概要	対象分野		対象 機器	期間	備考
				業務用 産業用	家庭用			
	① コージェネレーションに係る課税標準の特例措置(固定資産税)	コージェネ財団	<p>・コージェネレーション設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減</p> <p>※発電出力10kW未満の設備は対象外</p> <p>※国や地方公共団体等の補助金および③との併用可 ※②との併用不可</p>			対象コージェネ機器	2017.4.1～ 2019.3.31	—
	② 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例	コージェネ財団	<p>・コージェネレーション設備に係る固定資産税の課税標準を3年間、1/2に軽減</p> <p>※証明書1枚で②中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例および③中小企業経営強化税制の両方を兼ねることが可能(税申告時はコピー可)</p> <p>※本店、一戸建以外に設置するエネファームは対象</p> <p>※国や地方公共団体等の補助金および③との併用可 ※①との併用不可</p>	○	×	対象コージェネ機器	2017.4.1～ 2019.3.31	概要資料
	③ 中小企業経営強化税制【New】	<p>・その他機器 各工業団体</p>	<p>・即時償却または取得価格の10%を法人税等から税額控除* (* 資本金3千万円超1億円以下の法人は7%税額控除)</p> <p>※証明書1枚で②中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例および③中小企業経営強化税制の両方を兼ねることが可能(税申告時はコピー可)</p> <p>※本店、一戸建以外に設置するエネファームは対象</p> <p>※国や地方公共団体等の補助金および①or②との併用可</p>			対象コージェネ機器		—